

弁護士 伊藤茂昭 季刊通信

白雲

www.shiroikumo.jp

対談
「舞台人として・弁護士として」
汐風幸 × 伊藤茂昭

私の主張
全国に手軽に利用できる「紛争解決センター」を!

2006年秋

53号



2006年8月 ホテル日航東京にて

〈対談〉 汐風幸 × 伊藤茂昭 「舞台人として・弁護士として」

皆様、お元気ですか。「白い雲」53号をお届けします。52号から2年の月日が流れてしまいました。いわば復刊号で、久しぶりの企画とあって、初心者のゴルフのように肩に力が入ってしまいました。そんなわけで〈今号の記事〉のトップは、「こうちゃん」こと女優・汐風幸さんとの対談と、ちょっとしゃれてみました。「汐風幸」宝塚男役時代、「伊藤茂昭」日弁連事務次長時代、一緒にお食事しながら、裁判員制度の話をしたとき、こうちゃんは「先生たちのがんばりでその制度ができたなら、私も是非やってみたいなあ」とのたまわってくださったのです。そんな縁で、今回すでに退団し女優となっていたこうちゃんに「『対談』しよう」と言ったら、「もう『退団』してますよ」と、気軽に引き受けてくれたのです。ということで実現した「対談」ですが、実際は、カメラマンに写真を撮っていただきながら、何時間もお話が尽きず、いつ対談が始まりいつ終わったかわからない状態で、誌上再現は不可能となりました。編集者もテープ録音をしてくださったのですが、お手上げです。まあとにかく「対談の企画」なので、エキスだけでも再現してみたのがこの記事です。まあ許してください。

伊藤 茂昭

ひとつの道をめざすということ ～プロとしての生き方～

伊藤:こんにちは。お久しぶりです。今日はずいぶん暑いけど、元気ですか？

汐風:元気です。このホテル、雰囲気素敵で嬉しいですね。

伊藤:ところで、宝塚を卒業して何年になりますか？ 最後は月組の作品「シニョール ドン・ファン」「花の宝塚風土記」でしたよね。退団パーティにはお招きいただいて。

汐風:ちょうど3年前ですね。どうですか、もうすっかり女性らしくなったでしょ。

伊藤:こうちゃんの現役時代、観る方として印象に残っているのは、「心中・恋の大和路」1998年、日本青年館でした。弁護士の皆さんとの食事会をさせていただきました。

汐風:もちろん覚えていますよ。主役の作品ですし。父(*1)が歌舞伎でも演じている作品ですし。

伊藤:あとノエル・カワードの「私生活」。ヒューマンコメディで楽しい作品でした。在団中の外部出演で、退団してからも再演されて。水谷八重子さんや、共演の相手が岡田真澄さん。岡田さんは亡くなりましたね。

汐風:岡田さんからは、いろいろと教えられました。

伊藤:どんなこと？

汐風:例えば、仕事に対する姿勢ですね。どんな人に対しても「気をつかう」というのではなくて「心をつかう」という温かさとかです。

伊藤:ところで、こうちゃんをみると舞台に対する姿勢というか、舞台人としての生き方というか、ずいぶんしっかりしているなという気がします。もともと育った環境もあると思いますけど。

汐風:自分には舞台しかないというか、宝塚でもすべてをそれにかけてという気持ちがありました。

伊藤:宝塚歌劇団では、最近、高校を卒業して

いない生徒に対して、在団中に高校と提携して、高卒の資格をとるための制度ができたと聞いていますが。

汐風:そういう制度ができたんですね。私は、そこまで必要なのかなとも思う気持ちもあります。中卒や、高校中退で、何十倍もの倍率を通過して、せっかく舞台人になるために宝塚に入ったわけでしょう。落ちている人もたくさんいるんです。ですから選ばれて入ったからには、それこそ在団中は芸一筋に志してほしいですね。退団してから、勉学の道を改めて志すなり、別の道を行くこともできるわけですから。少し親切過ぎるようにも感じます。

伊藤:子どもを宝塚に入れた親御さんとしては、宝塚で芽が出なかったら、大学受験の資格くらいは、と思う気持ちはわからないではないけど…。ひとつの道をめざすということは、こうちゃんの言うとおりかな。

汐風:弁護士もそれこそプロの仕事ですよ。試験も難しいでしょうし。ほんと、弁護士になったからには全身全霊をかけて人のためになる仕事を頑張っていたきたいです。

伊藤:そうですね。お医者さんが人の健康を守るのと同じように、弁護士は、すべての人の権利を守る仕事をしなければなりません。個人としては依頼者の方のために、日弁連の活動としては、そのための制度作りに、僕もこれからも力を尽くして頑張りたいと思っています。

汐風:私も、私の道をしっかり歩んで行きたいと思います。先生！ 頑張りましょうね。

*1:父は歌舞伎の十五代目片岡仁左衛門。近松門左衛門原作の「冥土の飛脚」の主人公・忠兵衛を、歌舞伎と宝塚のそれぞれの舞台上で演じた。



自分には舞台しかない、
宝塚でもすべてをそれにかけて、
という気持ちがありました。
汐風

汐風幸フィルモグラフィ

<宝塚時代>

- 1988年 「キス・ミー・ケイト」で初舞台・花組に配属
- 1991年 月組に組替
- 1993年～1994年 新人公演「グランドホテル」「風と共に去りぬ」等で主役を務める
- 1996年 「銀ちゃんの恋」の平岡安次役で好評を博す
- 1997年 雪組に組替
- 1998年 バウ作品「心中・恋の大和路」で主役の「亀屋忠兵衛」を務める
- 2000年 専科に異動
- 2000年～2002年 雪組「凱旋門」、星組「花の業平」、月組「長い春の果てに」等に主要な役で出演
- 2002年 ノエル・カワードの「私生活」に外部出演
- 2003年 月組「花の宝塚風土記」「シニョール ドン・ファン」を最後に16年間の宝塚生活に終止符

<退団後>

- 2003年 サンシャイン劇場等「モンテ・クリスト伯」
- 2004年 青山劇場「Doki Dioki Night!」で主演、「私生活」で岡田真澄と共演
- 2005年 「落ちる飛行機の中で」主演、NHK連続ドラマ「ルームシェアの女」にレギュラー出演
- 2006年 三越劇場等「ニューヨーク青春物語～アランとバディ～」に出演、「私生活」再々演に出演

2006年秋には、瀬戸内寂聴作家生活50周年記念「源氏物語『百花撩乱』」の読み芝居公演あり

memo

裁判員制度の概要

対象事件

重罪事件(例えば殺人、強盗殺人など)。窃盗事件などの軽い犯罪では裁判員裁判は行わない。

合議体の構成

原則として、裁判官3人、裁判員6人。特別の場合に、裁判官1人、裁判員4人の例外を認める。

評決

有罪・無罪は9人の過半数で、少なくとも、裁判官1人、裁判員1人の賛成がなければだめ。

裁判員の選任方法

有権者から無作為抽出で裁判員候補者名簿を作成し、そこから事件毎に無作為抽出で選ぶ。

2009年、裁判員制度が始まる ～司法改革あれこれ～

夕風:ところで、司法制度が大きく変わりつつあるんですね。

伊藤:はい。非常に多くの点で変わりつつありますが、もっとも大きな変化は、一つが、前にもお話しした裁判員制度、二つめが、ロースクールに見られる法曹養成制度、これは弁護士人口を飛躍的に増やすものです。それから国民が司法サービスを受けやすくするための日本司法支援センターです。ロースクールは2年前から発足していますし、愛称「法テラス」という日本司法支援センターは今年の10月からです。

夕風:裁判員制度はいつからですか。

伊藤:法律ができてから5年の準備期間を置いてということで、2009年からです。

夕風:いよいよですね。米国の陪審とはどう違うのですか。

伊藤:陪審は、有罪・無罪を陪審員だけで決めます。有罪となった場合の量刑は裁判官が決めます。これに対し、裁判員は、裁判官と一緒に有罪・無罪も判断しますし、量刑も決めます。

夕風:裁判員に指名されたら、ずっと裁判に付き合うわけですね。何年もかかる裁判はどうなるのですか。

伊藤:今までのような裁判のやり方では、裁判員は大変だということで、刑事裁判の手続きも大きく変わります。公判を開く前に、準備に十

分時間をかけて争点を整理し、いざ始まったら集中的に手続きを行うようになります。その制度はもう始まっています。弁護士の方も準備が相当大変です。刑事の大事件はだんだんと専門の弁護士でないと対応できないようになっていくかもしれません。

夕風:裁判員に選ばれた人だけでなく、弁護士も大変なんですね。ところで、裁判員というのは日本では国民にとって初めての経験ですよ。

伊藤:実は、かつては日本にも陪審制度があったのですよ。実際に行われていました。ただ第二次世界大戦で停止し、そのままになってしまったのです。

夕風:本当ですか。それは知らなかった。ところで実際、今の私たちの世代にはやはり初めての体験ですよ。欧米では昔からのベースがあるんだと思いますが…。やっぱり「裁判」というプロの世界という意識がある中で、制度がうまくいくには大変だと思います。小学生の頃から、いろいろとそういった文化に触れるというか、みんなですういった制度を支えていくというような、何というんでしょう、そんな教育がきちんと行われな

いとイケないのじゃないかなあと思いますけど。伊藤:そうですね。それはこれから、日弁連も力を入れようということ。まだまだ不十分ですが、法教育ということで。また、裁判員制度

伊藤茂昭の

ちょっと行きたいホテル

ホテル日航東京(お台場)



ホテル日航東京
東京都港区台場1-9-1
TEL 03-5500-5500
URL <http://www.hnt.co.jp/>

伊藤茂昭の「ちょっと行きたいお店」は、今まで「レストランミクニ マルノウチ」、恵比寿「吉住」、青山「さくら」と連載してきましたが、ちょっとお店のタネが新規開拓しないと尽きてきましたので、これからはお店に限らず「ちょっと行きたい」シリーズとして、適宜 を埋めて連載することにしました。そこで今回の「ホテル」にしました。

今号のメイン記事は、私と夕風幸さんの「対談」ですが、その会場に選んだのが、ホテル日航東京です。「Summer in Odaiba」は、若者のメッカですが、若者だけに独占させるのは惜しいホテルです。

私のお勧めは、テラスのある会合用の部屋です。テラスから「自由の女神」が見え、レインボーブリッジが美しい夜景に映える、食事会などには最適の部屋です。この部屋で主催した宝塚の雪組の

の広報も大切ですね。

汐風:以前、日弁連で映画を作ったという話がありましたね。石坂浩二さんが出演されて。私もそういう映画なら出てみたいなあ。

伊藤:それは、すばらしい。具体化できたらいいですね。裁判官「汐風幸」。

汐風:じゃあ、裁判員A「伊藤茂昭」とか(笑)。裁判員は何人なんですか。

伊藤:原則は裁判官3人に対し、裁判員6人です。

汐風:裁判員はFまでで、結構配役がいりますね。でも12人の陪審に比べると少ないですね。

伊藤:舞台の出演スケジュールなどは、どう決めるのですか。忙しいですよ。

汐風:プロダクションが決めます。もちろん私の意思は十分尊重されていますが。

伊藤:今後のご予定は?

汐風:瀬戸内寂聴さんの源氏物語の朗読劇(*2)のお話があります。

伊藤:寂聴さんといえば、原稿を書くのが遅いという話があります。担当の方が「締め切りは守ってくださいよ。原稿書くのプロでしょ」って言ったらね、「いえ、私はアマ(尼)です」って(笑)。

汐風:お疲れさま(笑)。

伊藤:今日はありがとうございました。



裁判員が参加した審理に適合するように、刑事裁判の手続きも大きく変わります。伊藤

*2:対談後、出演が正式に決定しました。「源氏物語『百花撩乱』」、サブタイトルが「うつくしきは罪。あいするも、罪」。11月1日～5日、東京・博品館劇場。成瀬芳一演出。朗読と演劇の融合を目指す大胆な挑戦です。是非お運びください。

写真撮影:太田耕二(表紙、対談)

プロフィール:しおかせ・こう

1970年5月24日生まれ。血液型O型。1988年、宝塚歌劇団入団。「こうちゃん」の愛称で親しまれ、幅広く高い演技力を持った男役スターとして、劇団内外から絶大な評価を得る。2003年、16年間の宝塚生活に終止符。卒業公演「花の宝塚風土記」では、作曲を手がけた東儀秀樹氏とのコンビで表現した幽玄の世界が高い評価を得る。退団後は、女優へと転身。現在、舞台を中心に活躍中。CM、その他数多くのディナーショーにも出演している。

食事会のときには、テーブルに幾種類もの白い花の花びらで真っ白な“雪”のイメージがほどこされていたのにはびっくりしました。担当の田村茂さんのきめ細かく行き届いたサービスのおかげですが、宝塚の生徒さんたちにもおおいに喜んでいただきました。東京湾の風を受け、レインボーブリッジを観ながらのひとときの談笑は、本当にすばらしいものです。私が東京弁護士会の役員を退任したおりの、事務所の皆さんとの「帰任歓迎」のパーティもここで開かせていただきました。ホテル内の二次会には、わざわざ社長さんがご挨拶にみえられ、事務所の皆さんも感激したものです。

夏は、花火の季節ですが、ここから観る東京湾花火は最高でしょう。私も機会があれば一度ここから観たいなあと思います。

さて、アクセスですが、都心から、ちょっと違う雰囲気のある場所でありながら、そんなに遠くはありません。事務所のパーティのときは、ホテルがチャーターしてくれたバスに、丸の内にある事務所から乗ってホテルに向かいましたが、20分くらいで、予定より早く着いてしまいました。

交通機関を使う場合は、新橋から「ゆりかもめ」に乗り、台場駅まで15分、ホテルのエントランスは駅にそのまま接続しています。「りんかい線」なら、東京テレポート駅から10分です。車でならば、都心からレインボーブリッジを渡って、ちょっとしゃれたドライブとなります。羽田空港からも15分、地方から羽田を利用する方にもアクセスはOKです。皆さん、ご利用の場合は、私宛にお申し出いただければ、きっと特別なサービスが受けられると思います。



私のお気に入り「海の見える宴会場」

写真提供:ホテル日航東京

1 ADRとは何か?

現在、司法制度改革の中で、司法書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会等、登記手続きや、境界確定のための測量や、雇用保険の手続きなど、それぞれ弁護士の職務に隣接する様々な業務を行ってきた「士業」の団体が、ADRの設置や開設という方針を決定し、そのための運動を展開している。その背景には、2007年4月より「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(いわゆる「ADR法」)が施行されることがある。

ところで、ADRとはまたずいぶんと馴染みのない言葉である。一般の方はもとより、法律家の中にも「何ですか?」と尋ねられる方がいて不思議ではないだろう。ADRは、Alternative Dispute Resolutionの略であるが、Alternativeは「代替的」、Disputeは「紛争」、Resolutionは「解決」と、直訳すれば「代替的紛争解決(機関・手続き)」とでもなるのであろう。ところで、「代替的」と言うからには択一的に何かに対比されて用いられるわけであるが、この場合、対比されるのはもちろん「裁判所による裁判手続き」である。従って「裁判外紛争解決手続き」などと訳されていることが多い。何かもう少しわかりやすい日本語があれば、普及にも寄与するはずである。

日本では、裁判以外の紛争解決とい

えば、簡易裁判所の調停、家庭裁判所の調停がある。これも広い意味でのADRであるが、裁判所が関与しているということで典型的なADRとは言い難い面がある。ほかに、交通事故紛争処理センターや、弁護士会の設置している「紛争解決センター」など、調停委員等が当事者の言い分を聞き、調整しながら妥当な解決を図る制度があるが、国民の認知度、利用度は高くはない。

2 ADRを育てなかった日本文化

ところで、日本における「裁判所の裁判」と、それ以外の紛争解決は、どのようであったのであろうか。

近年、「『官』から『民』へ」というスローガンがあちこちで多用されている感があるが、紛争解決の手段・手続きは、「官」=「裁判所」の「独占」と考えられてきた節がある。少なくとも、日本には「ADR」のように熟した用語はないのである。それは、多分に国民の多くに残る「お上」に対する依存意識と、「信頼」(私は諸般の状況から正確には「擬似的信頼」と呼びたいが)があった故であろう。しかし、そこからすべてを断じ、日本ではADRは、不要であるとか、また育つはずがないと断ずるのはかなり一面的な見方であって、仮に、『官』への信頼が絶対的なものであれば、「訴訟沙汰」というような「訴訟手続きを忌み嫌う」文化がその一方であるはずもない。

「訴訟沙汰」との表現にみられる「公に争訟することを忌避する傾向」は、おそらくは「地域社会」での「顔役による裁定」の文化と一体になったものである。それは非近代的で、市民社会の未成熟の中での文化的所産であったのであろう。やくざが交通事故の処理や建築紛争に絡み、総会屋が跋扈する「紛争解決」文化は、長い間、改革の困難な文化として消極的にはあれ定着していた。そして、それを可能にしてきたのが、国家の政策としての「小さな司法」「抑制的司法」「一部エリートによる司法」であったのである。

今後の司法制度改革は、一面では前述の「非近代的な紛争解決の文化」の転換を図る改革でもある。それは結果として、市民社会の成熟をもたらすものであり、またそれを目指すものである。

3 私的自治としての紛争解決の促進

「私的自治」に解決をゆだねる成熟した市民社会は、『民』のなかに、身近で、簡易で、迅速で、利用者から信頼される、公平なルールによる紛争解決の手段を持つものでなければならない。少なくともそれが『官』の独占であってはならないし、『民』の紛争解決が、非近代的であって、不公正で、「弱いものの泣き寝入り」のようなことであってはならないのである。そして、前記「ADR法」は、一定の要件を満たす裁判以外の紛争解決手続き

を認証し、時効中断の効力を与え、利用者の側からみて、利用しやすいADRの促進を図るものである。

大きな司法、市民にリーガルアクセスを保障する社会を目指す司法制度改革は、総合法律支援法によって「日本司法支援センター(法テラス)」を生み出し、今10月には全国で業務を開始した。日本司法支援センターは、法的ニーズを有する利用者に対し、コールセンターをもって対応するが、それは基本的には相談対応可能な窓口への連絡業務であり、その対応窓口の多くは各地の弁護士会の法律相談センター等にならざるを得ない。

そして、その問い合わせの来る相談のうち何割かは確実に紛争として相手方が存在する事案であり、それは相談だけで終わるものではなく、紛争を解決しなければならない事案である。そして、そのうちの多くは、証拠の関係や、費用の関係や、労力の関係から、訴訟ではなく、簡易で迅速な解決が望まれる事案であろう。「裁判は無理でしょう」といって諦めるだけではだめなのである。

簡易裁判所の調停の申立は重要な選択肢であろう。また、家事的な問題であれば家庭裁判所の調停も重要な選択肢であろう。簡裁と家裁の調停は、『官』製の日本型ADRである。それなりの実績と信用もある。しかし、裁判所の裁判手続きと連動し、『官』製であることをもってその信頼があるということによしと、

『官』と並ぶ『民』の「紛争解決センター」の充実を怠るならば、事態の改善は約束されない。やはり『民』の紛争解決センターの充実は、状況的にみても切実な課題なのである。

4 ADRと弁護士会の役割

『民』の紛争解決の中心は、歴史的にも、実績としても、弁護士が中心となって担わなければならないし、それがまた、責務でもある。

日弁連はADRセンターを組織し積極的にADRの設立を呼びかけてきたし、それ以前から、東京弁護士会、第二東京弁護士会、そして愛知県や岡山県等の弁護士会において、紛争解決センターを設置し、実績を積み重ねてきた。また、交通事故紛争処理センターなど、弁護士会が関与した実績のあるADRもある。しかし、全国の状況を見ると、まだまだ組織されていない県の方が多い。

そんな中で日本司法書士会連合会は、来年のADR法の施行にあわせ、全国の司法書士会を中心に都道府県毎にADRを設立する方針を決めている。多様な紛争解決が利用者に保障されるという観点から好ましいことである。

一方、日弁連も、本年8月、ADRが設置されている弁護士会ではさらに一層の充実を図り、隣接士業団体との協力も進める隣接士業団体等からの協力依頼に

ついては、助言等ガイドラインに基づいて協力する

司法書士会等隣接士業団体と共同で設置運営する「総合紛争解決センター」もその実現可能性を検討する等の点を骨子とする「ADRに関する基本方針」を決定した。

私は、利用者の側からみて、「どこでも」「誰でも」訴訟手続きによらずとも、簡易・迅速に、かつ公正な「紛争を解決できる手続き」が整っていることが目指す司法制度の姿であると考えている。弁護士会の主導する「紛争解決センター」が、何年か後に全国各地で機能することが目標であると考えている。そして、その運営は、大きな人的労力と物的設備を必要とする。特に人材の育成は不可欠である。法律ができたからすぐというような簡単なものではあり得ない。

とすれば一層、各地域において司法書士会や、分野別の課題が存する弁理士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会、不動産鑑定協会などの諸団体との協力関係が重要である。すでに日弁連と弁理士会は共同での仲裁センターの実績も存するが、取り巻く社会情勢の大きな変化に合わせての見直しも必要である。隣接士業諸団体との共同での設立に当たっては公平な費用の分担、地方自治体との協力による費用や物的施設の提供等の協力を探ることも重要であろう。今後の新たな取り組みに期待し、また微力ながら努力したい。

超現代的
勝手連
初体験記

『蟻の兵隊を観る会』に参加して

小さな映画館での単館上映が
連日満員、全国へと広がって

今年の夏、東京・渋谷の小さな映画館で、連日、ある映画に長い行列ができました。

単館上映にもかかわらず7月22日の封切りから4週目の途中で観客動員1万人突破、という快挙を成し遂げ、大阪・名古屋でも連日満員。上映は、札幌・京都・新潟・那覇など全国各都市へと広がっています。

その映画『蟻の兵隊』は、ポツダム宣言受諾後も、軍命により中国国民党系の軍に加わり、4年間にわたって共産党軍と闘い続けた元日本兵たちのドキュメンタリーです。彼らは日本軍の司令官によって国民党軍に売られたのですが、昭和30年近くになってやっと日本に戻って来ると、勝手に国民党軍に加わったものとして逃亡兵の扱いを受けます。………終戦記念日が近づくにつれて、多くのマスメディアで取り上げていましたので、目、あるいは耳にされた方も多いと思います。

インターネットで産声をあげ、
“思いを共有すること”で発展

この映画は、一般の寄付を募って自主製作されたものです。したがって、監督の池谷薫氏も当初は、これだけ多くの観客を集めるとは思いもしませんでした。しかし、映画の存在を知り感動したフリーライターのIさんが、インターネット上でまず応援の声をあげ、それに呼応してお互い見ず知らずの人々が集まり、『蟻の兵隊を観る会』が立ち上がりました。私の信頼する30年来の友人もその一人で、

彼女に誘われて私も仲間に加わり、微力ながらお手伝いしました。

今回、この上映運動に参加してみて、こうしたインターネットを通じた人々の集まりが、既存の組織では為し得ない運動へと発展していく可能性を実感しました。このように『観る会』は、極めて現代的なコミュニケーションツールによって産声をあげ、当初はお互い顔も知らない人同士ではありましたが、“思いを共有すること”で発展していきました。映画の主人公の奥村さんの“山西省残留問題がペールに包まれたままでは死んでも死にきれない”という思いを、メンバーのひとりひとりが何とか実現させてあげたい！という気持ちで頑張ったこともビッグヒットの一因ではないかと思っています。

何故この映画に惹かれたのか
画面を通して感じられる思い

チケットを購入していただいた多くの皆さま、本当に有り難うございました。心よりお礼を申し上げます。

また、まだご覧になっていらっしゃらない皆さま、もし、今後上映される機会がありましたら、是非足をお運び下さい。奥村さんの思いが、はたまた監督の思いが、画面を通して感じられることと思います。そして、『観る会』のメンバーたちが何故この映画に惹かれていったかがお分かりいただけるのではないかと思います。

伊藤真理子

Information

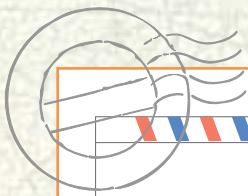
映画『蟻の兵隊』

日本軍山西省残留問題の
真相を解明しようと孤軍奮闘する元残留兵、
奥村和一の姿を追ったドキュメンタリー。

池谷薫監督が奥村さんに出会ったのは2004年4月。日本軍山西省残留問題を初めて聞き、元残留兵が国を相手に裁判を続けていることに衝撃を受ける。同年7月、裁判を傍聴した池谷監督は、最年少者80歳という原告団が孤立無援の戦いを続けていることを痛感、映画の撮影を決意する。製作資金を全国の有志から寄せられた支援カンパで補いながら取材を続行し、2年に及ぶ撮影を経て、2005年11月『蟻の兵隊』が完成。公開の見込みが立たない2006年2月、試写を観て感動した人々が自発的に集まり「蟻の兵隊を観る会」を結成。一人でも多くの人に観てもらうためにボランティアで映画の普及活動を行っている。2006年香港国際映画祭人道に関する優秀映画賞受賞



「蟻の兵隊」公式ホームページ <http://www.arinoheitai.com/> 「蟻の兵隊を観る会」ブログ http://blog.livedoor.jp/the_ants/



身近な国際交流



米デューク大学の ロースクール生をお預かりして



満開の紫陽花に囲まれたジェニファー
～鎌倉にて



事務所の研修でSupream Court of Japanへ
～桜田門・最高裁判所にて



事務所の齋藤さん(左から2人目)、元田さん(右端)と一緒に～京都・銀閣寺にて



お好み焼きを体験、上手くひっくり返せるか...
～浅草にて



人力車での下町散歩、さて乗り心地は?
～浅草にて

初めての ホストマザー体験

今年の4月頃でしたか、夫が弁護士会の役員の任期が終わって、少しは時間的にゆとりができるかなと思っていた矢先、「事務所で受け入れる米国からのロースクールの学生を1ヶ月間うちで預かれないか」との話がありました。初めての経験でしたが、高校生の三男が一昨年、カリフォルニアのお宅に2ヶ月お世話になり、大変親切にいただいたこともあり、お引き受けすることにしました。

息子が中3でホームステイした時には、事前にホストマザーと何度もEメールのやり取りをしましたが、もう大学院生ですから、履歴書とご本人からのEメールをいただいただけで来日を待ちました。どんなお嬢さんがいらっしゃるのだろうか、また、男の子3人の我が家で居心地が悪くならないか、等多少不安はありました。しかし、いざお会いすると本当に魅力的で賢明なお嬢さんで、瞬く間に息子たちとも仲良くなり、初めての日本の生活にも直ぐに慣れてくれました。

日本のいろいろな 側面も知ってほしい

事務所での研修も大事でしょうが、日本のいろいろな側面も知ってもらいたいと、限られた時間の中でいろいろな計画を夫と立てました。

まずは、和風旅館に一泊する京都旅行。私たち夫婦だけよりも、同年代の仲間がいたほうがお話しも弾み楽しいだろうということで、事務所の齋藤朋子さん、元田哲雄さんを加えて5人のそれはそれは楽しい旅行でした。

姪と一緒に人力車に乗っての浅草散歩やお好み焼き体験、宝塚宙組公演“Never Say Goodbye”の観劇と出演者とのお食事会、長男や次男の通う大学のキャンパス案内、等々。事務所の研修として、最高裁見学も。

夫は予定が合う時には、一緒に出勤しておりましたが、朝から表情が緩みっぱなしだったのではと、ちょっと気恥ずかしい思いです。もっとも私も、毎日夕食後に彼女からいろいろな話を聞くのが楽しみで、夫婦ともに長年の夢であった娘をプレゼントされたような気分を味わせてもらいました。



ジェニファーから贈られたアルバムとメッセージ

弁護士となった 彼女との再会を楽しみに

こうしてあっと言う間に1ヶ月が過ぎてしまいました。日本を発つ日の前夜、ジェニファーが、こっそり隠していたものを差し出すように手渡してくれたのがアルバムです。彼女のカメラで撮った写真に、自筆の可愛いイラストと、そして私たち家族への感謝のメッセージが添えられた素敵なものです。家にいる時でも、自室で一人過ごすことは少なかったのに、何時そんなことをしていたのでしょうか。「気づかれないようにこっそり作っていたの」と、茶目っ気たっぷりでしたが、家族一同驚くと同時に感激で胸がいっぱいになりました。

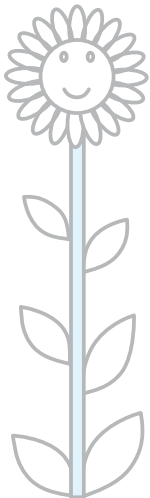
ジェニファーは、その後、大学のサマーセミナーのため香港に1ヶ月滞在し、アジアを旅行してからアメリカへ。香港からも2度Eメールをくれましたが、日本への懐かしさを綴ってくれています。私たちもお引き受けした甲斐があったというものです。2年後、一人前の弁護士となり活躍しているであろうジェニファーとの再会を今から楽しみにしています。

伊藤真理子

2001年3月から2003年3月まで日本弁護士連合会(日弁連)事務次長、2年おいて2005年度は東京弁護士会副会長と日弁連理事と、弁護士会の常勤職が続きしました。依頼者の方々には業務の上で、ご迷惑をおかけしたかもしれませんが、幸いにして、事務所の多くの弁護士が、私を支えて留守中の事件を担当してくれて、大過なく本年4月事務所に戻ることができました。

今年度は執務時間の大半を、事務所で過ごしております。そんな中で、今年係わっている弁護士会の主な活動についてご報告いたします。また併せて、それ以外のいくつかの活動についてもご報告させていただきます。

これ以外にも、私の顧問会社としては最初の上場会社で、長く事件処理や法律相談に係わってきた会社の法律顧問を辞し、6月の定時株主総会でその会社の外部監査役に就任、取締役会・監査役会に出席しています。



弁護士会関係の活動

日本弁護士連合会

【弁護士業務改革委員会・弁護士業務総合推進センター】

今年6月に弁護士業務改革委員会委員長に就任しました。弁護士はこれから増員時代を迎えます。利用者の側からの弁護士に望む業務も多様化してきております。今までは弁護士業務の大部分を訴訟手続きが占めていましたが、今後は訴訟以外の分野の業務が飛躍的に増大していくと予想されます。また、弁護士の活動スタイルも、企業内弁護士や任期付き公務員のように多様化していくと考えられます。

これらに対応できる弁護士業務の改革の一助になる活動を展開できればと微力ながら考えております。今年からの活動の成果として、来年秋には札幌で業務改革シンポジウムが開催されますが、その実行委員長も兼任します。多くの方が参加できるシンポを目指したいと考えています。

併せて、今年度に立ち上がった弁護士業務総合推進センターの副本部長も兼任することになりました。こちらは2年の時限組織で、その間の重点課題の達成を目標とします。

【ADR関係】

4月に「ADR機関に関する協働・協力関係問題検討ワーキンググループ」が発足しましたが、その座長に就任しました。来年4月のADR法の施行に合わせて、日弁連の基本方針の策定を課題とし、また日本司法書士会連合会(日司連)との協議等も行っています。本誌P.6-7の「私の主張」はその関係での私の基本的考え方です。

弁護士政治連盟

引き続き副幹事をやっています。主要政党との朝食会は朝7時30分とか8時からです。日弁連のその時々政治課題の実現を目指します。首班指名から新たな体制で始まる今秋の国会も、共謀罪、ゲートキーパー問題など、重要課題が目白押しです。頑張ります。

東京弁護士会

常議員です。1年間の任期で、月1回、東弁の重要課題を決定します。その中には入退会審査特別委員会があり、その委員として、東弁に弁護士登録を希望し入会申し込みをした方の審査を行っています。

その他の活動

中央大学法科大学院アドバイザリーボード

4月から、新たに設置された中央大学法科大学院アドバイザリーボードのメンバーに就任いたしました。今年初めて第1期生を新司法試験に送り込んだロースクールの教育研究活動や運営に関し、評価・助言を行う立場ですので、重い責任を感じています。微力ながら、努力いたします。

財団法人東日本不動産流通機構監事

財団法人東日本不動産流通機構は、公益法人として、不動産流通に関する情報交換事業を行う団体で、不動産流通業者には「レインズ」の名で知られています。不動産流通の円滑化、取引の適正化の促進を図るといふ目的のために、「監事」の職務を全うするため努力いたします。

不動産コンサルティング技能試験委員

1992年「不動産コンサルティング技能試験・登録制度」が開始され、1993年より、財団法人不動産流通近代化センターが、その事業認定機関として、その試験・登録を行っています。開始以来ずっと試験委員をしています。この制度は宅地建物取引主任者資格登録者、不動産鑑定士であることが受験資格であり、高度な不動産コンサルタントの育成を目指すものです。

日本貿易振興機構契約審議委員会委員長

日本貿易振興機構、いわゆる「ジェトロ」の物件売却に当たり組織された、契約審議委員会の委員長を仰せつかっています。

ステージ レポート

原作にはない父子の愛情をテーマに加え、
極めて人間的なエリックを創出。
「愛」と「夢」の宝塚でこそその成功。



すみれステージにひまわりの観たままトーク

宝塚花組公演『ファントム』

本年8月25日から、東京宝塚劇場では、花組の「ファントム」が上演された。

私は7月、大阪に行く用があったので、宝塚大劇場でも一度、観劇をしているのであるが、再び、幕の開いた東京の初日を観て、ただただ、感動！ 感動！ であった。最近、涙もろくなったせいか、父と子の銀橋の場面では、涙だけでなく、はしなくもはなみずまでが止まらない状態であった。

最近、これを機に、ガストン・ルルーの「オペラ座の怪人」、スーザン・ケイの「ファントム」を文庫本で読んだ。ルルーの作品は、どちらかと言うとミステリーであり、友情や愛情、精神の深みを掘り下げてはいない。スーザン・ケイは「オペラ座の怪人」には出てこないファントムことエリックの前史を含む一生を描いている。そこには、醜さ故に母からも嫌われたエリックがおり、ジブシーにとらえられ見せ物として動物以下の扱いを受けつつ、そこから天才的な奇術師として自らの地位を勝ち取り、その奇術や幼い頃から身につけた建築の才によりペルシャのシャーに仕え、パリのオペラ座に至る。その過程に、建築・音楽・奇術について天才的な知識と能力を有しながら、悲壮で極限的な精神状況におかれた、いつ破滅するかも知れぬエリックがいる。

これに対し宝塚の作品では、すべてを超越した母の子に対する絶対愛の記憶がエリックの半生に生きる力を与えた源泉として描かれており、それを投影しつつ自らが生きる目的をクリスティーンに求める。その現実の葛藤の中で、原作にはない父と子の愛を登場させ、極めて人間的なエリックを作り出している。極めて特殊

な「ファントム」ではあるが、「愛」と「夢」の宝塚でこそその成功であり、私たちが宝塚に求めているものもこんな「愛」に触れる感動である。

それにしても、春野寿美礼の歌唱力と演技力は素晴らしい。宝塚の代表作として新しい春野寿美礼のエリックを創出したと言ってよいだろう。そして、今公演より春野寿美礼の相手娘役に抜擢された桜乃彩音。クリスティーンは難しい歌姫の役、抜擢時、ちょっと感じさせたファンの不安を見事に裏切り、伸びやかで素直な歌声で、ステージの上のクリスティーンそのままに春野寿美礼に包まれて成長著しい。清楚で、華のある本当に宝塚らしい「娘役」の今後に期待したい。

あわせて今回の特筆は、父親キャリアール役の彩吹真央。おさえた中に、異常な環境の中で錯綜する父親の包容力と心情を見事に演じきり、「父子の愛情」をこの作品のテーマに付け加えてしまった。その彩吹が組替えで雪組へ行く。あの観客を泣かせた銀橋の二人が同じ組で観れなくなると、寂しいと感ずるのは私だけではないと思う。

さて9月16日、今公演に出演している花組の生徒さんをお招きし、すみれを後援するひまわりの会(略称「すみれ・ひまわり」)を開催させていただいた。「すみれ・ひまわり」は、宝塚の生徒さん(すみれを後援する弁護士(ひまわり)とその家族など関係者の団体である。年数回、観劇と食事会を開催して、宝塚の皆さんを励ますとともに元気と英気をもらって翌日からの仕事の励みにしている。

すみれ・ひまわりの会会長 シゲニー・イートン

白い雲 編集後記

「白い雲」53号は、いかがでしたでしょうか。発刊したときからの経緯で「季刊」となっていますが、費用の関係と労力の関係で現在は「季刊」は到底無理です。今年はこの号だけです。それで4回分の労力をつぎ込んで作成したつもりです。54号の発行は来年5月～6月を目標にしたいと考えています。対談の企画、宝塚の観劇記は継続したいと考えています。もし、読者の方で投稿記事の希望や、「広告」の掲載の希望があれば、気軽にご連絡ください。また、読者の広場のような企画も検討し、単なる「事務所報」ではなく、「弁護士 伊藤茂昭」が皆様とともに人生を歩む「糧」となるような、趣味的な要素も含んだ総合誌を目指していきたいと思っております。どうぞお気軽にご意見をお寄せください。
伊藤茂昭・伊藤真理子

季刊「白い雲」通刊53号
URL <http://www.shiroikumo.jp/>
2006年10月発行
発行人：伊藤茂昭
編集人：伊藤真理子
企画：株式会社ウイスタリアート
制作：株式会社創林社
デザイン：齋藤睦夫(有限会社ステップス)
編集協力：西田紀子(株式会社創林社)
印刷：神谷印刷株式会社

シティユワ法律事務所は、
国内と国際、紛争解決と紛争予防、会社と個人、民事と刑事、
そして多様な専門分野に対応できる総合事務所です。



伊藤茂昭の主要な取扱分野

不動産取引法、建築・建設業法、不動産共同事業、
借地借家法、遺産分割協議、事前の相続対策、
事業承継対策、遺言の作成、遺言の執行、家族法、
企業法務全般

主な弁護士の主要な取扱分野(50音順)

磯部 健介 (いそべ・けんすけ)
企業法務、資産の流動化・証券化、特許訴訟、知的財産権関連訴訟、企業買収・企業再編、独禁法、移転価格税制

井手 慶祐 (いで・けいすけ)
不動産取引法、借地借家法、宅地建物取引法、区分所有法、建設・建築関係法、製造物責任法、企業法務(戦略法務・予防法務)、親族・相続法

大場 正成 (おおば・まさしげ)
知的財産権、特に特許侵害訴訟

岡内 真哉 (おかうち・しんや)
企業法務、不動産取引法、借地借家法、宅地建物取引業法

小木曾 良忠 (おぎそ・よしただ)
プロジェクト関連のファイナンス、金銭債権及び不動産の証券化、ストラクチャードファイナンス、金融機関のコンプライアンス、M&A

尾崎 英男 (おざき・ひでお)
知的財産権、特に特許訴訟、評価鑑定

片山 典之 (かたやま・のりゆき)
国際取引、金融取引(資産流動化、証券化、不良資産投資、不動産ファンドビジネス、デリバティブなど)、企業法務

栗林 康幸 (くりばやし・やすゆき)
企業法務、証券化、ベンチャー企業、資金調達、企業買収、合併・ライセンス等の企業提携、コンプライアンス、投資信託、国際取引

後藤 出 (ごとう・いずる)
証券化取引、各種担保取引、金融機関の資本調達、プロジェクトファイナンス

小林 雅人 (こばやし・まさと)
企業再編取引、先端技術分野に関する取引、スタートアップ企業の立ち上げ、産学連携、海外における訴訟

斎藤 輝夫 (さいとう・てるお)
企業法務、企業買収、倒産事業再生、株主総会指導、IT関連等ライセンス契約、知的財産権、銀行法務、訴訟、仲裁、保全、労働、刑事

佐藤 恭一 (さとう・きょういち)
民事訴訟(国内及び国際)、国際取引、労働、環境法、倒産、海事、無体財産権、独禁法、交通事故、消費者問題

佐藤 恒雄 (さとう・つねお)
企業法務、特に国際間の企業買収、合併その他の取引、商標出願、訴訟、不正競争、著作権

澤野 正明 (さわの・まさあき)
会社更生、民事再生など各種再建・倒産手続、M&A取引、会社法務、裁判・仲裁等紛争解決

滝井 乾 (たきい・けん)
証券化、海外不動産投資、金融機関の資本調達、企業買収

田中 幹夫 (たなか・みきお)
企業法務、合併、企業買収、ライセンス契約、涉外契約紛争の仲裁・和解決、日本企業の海外進出サポート、日欧とりわけ日独法務・日露法

棚村 友博 (たなむら・ともひろ)
民事訴訟、M&A取引、商事法、先端科学技術と法、独禁法・個人情報保護法その他の行政法、知的財産権法、刑事弁護

寺田 昌弘 (てらだ・まさひろ)
不動産及び債権の証券化、ストラクチャードファイナンス、デリバティブ、M&A、その他企業法務

東澤 紀子 (ひがしざわ・のりこ)
企業法務、知的財産権、テクノロジー・Eコマース関連取引、独禁法、ライセンス、景表法、国際商事訴訟・仲裁、企業買収、労働法

平川 純子 (ひらかわ・じゅんこ)
証券化、ファンド組成、金融法務、国際法務

平田 晴幸 (ひらた・はるゆき)
銀行法、証券取引法、不動産・債権の証券化、シンジケートローンその他の金融取引、法人・個人の金融・証券取引

古川 絵里 (ふるかわ・えり)
ストラクチャードファイナンス、コーポレートファイナンス、金融機関のコンプライアンス

政木 道夫 (まさき・みちお)
租税事件、経済事件、交通事件その他の刑事弁護、刑事告発、犯罪被害者支援、コンプライアンス法務

松田 耕治 (まつだ・こうじ)
破産、民事再生、会社更生

三尾 三枝子 (みお・みえこ)
知的財産権、民事一般

昭和58年、一人で伊藤茂昭事務所を新宿駅南口に開業して以来、弁護士の増員と合併により、日本のベストテンの事務所に発展してきました。合併によって大規模化したことにより、国際関係を多く扱う事務所のイメージをもたれることが多くなりましたが、私の古くからの依頼者や友人・知人の方たちはよくご存じのように、私自身は国内事件・訴訟事件を扱ってまいりました。特に不動産・建築・相続事件は、私の三本柱です。また若手の弁護士も私と一緒にこれらの事件に熱心に取り組んでいます。これからも親しみやすい親切な弁護士であり続けたいと考えていますのでどうかよろしくお願いたします。

伊藤 茂昭

Tel 03-6212-5503(直通)

E-mail shigeaki.ito@city-yuwa.com

シティユワ法律事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-2
丸の内三井ビル(受付7F)

Tel 03-6212-5500(代表)

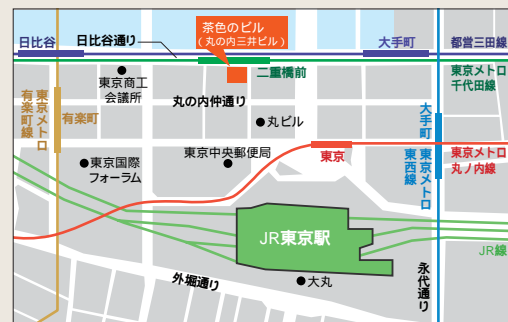
Fax 03-6212-5700

URL <http://www.city-yuwa.com/>



所属弁護士	86名
司法書士	2名
事務職員	108名
計	196名

(2006年10月16日現在)



交通アクセス

- ・東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口から0分
- ・東京メトロ丸の内線「東京駅」から約4分
- ・JR「東京駅」丸の内南口から約4分
- ・お塚にそった(日比谷通り沿い)の茶色のビルです。